

27 廃 対 第 6355 号

平成 27 年 4 月 17 日

一般社団法人香川県産業廃棄物協会長 様

香川県環境森林部廃棄物対策課長

(公 印 省 略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について

このことについて、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長から通知があったのでお知らせします。

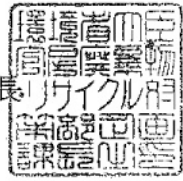
つきましては、貴傘下関係団体及び会員に対して、周知方よろしくお願いいたします。



環廃企発第 1504091 号
平成 27 年 4 月 9 日

香川県環境森林部廃棄物対策課長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長



建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適切な運用の徹底について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）については、平成 12 年に公布され、その適正かつ円滑な施行に御協力いただいているところですが、今般、同法第 10 条に基づく対象建設工事の発注者による届出を怠っていた事案が明らかとなりました。建設リサイクル法においては、発注者による届出が制度の適正な実施を確保する上で極めて重要であり、今般の事案は誠に遺憾であると認識しています。

つきましては、同種事案の再発防止のため、建設リサイクル法が確実に遵守されるよう、引き続き建設業を営む者への指導及び発注者等の関係者への周知徹底に御協力いただくようお願いします。

【本件担当】
環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直通：03-5501-3153
代表：03-3581-3351
室長補佐 鈴木 弘幸（内線 6822）
担 当 北島 優子（内線 6830）